電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書交付 申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 印 住所

下記の二酸化マンガンは、電気分解の工程を経て製造したものでないため、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第1条第1項第1号の証明書の交付を受けたく、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令第1条の規定に基づき申請します。

記

製造業者名

製造業者の住所

輸出者名

輸出者の住所

輸入の時期 年 月 日

輸入港名

輸入数量 MT 輸入金額 円

仕入書番号

証 明 書

番 号 年 月 日

経済産業大臣 印

上記申請に係る二酸化マンガンは、電気分解の工程を経て製造したものでないことを証明する。